

危機管理マニュアル

自然災害・火災・弾道ミサイル・不審者侵入

(令和4年度版)



高知県立安芸桜ヶ丘高等学校

はじめに

平成23年（2011年）3月11日14時46分、東日本大震災が発生し広い地域で甚大な被害が発生し、多くの人命が失われました。地震・津波による甚大な被害は、これまでの私たちの防災に対する考え方が根底から覆され、学校防災についても見直しを余儀なくされました。

本校では、近い将来発生するとされている南海トラフ地震に備え、生徒・教職員が危機管理を高めるとともに、『自分の命は自分で守る』ことを基本に、防災教育及び危機管理意識を高めることが求められています。

本マニュアルは、学校保健安全法第29条に基づき、防災マニュアルとして作成します。マニュアルは、机上で作成しただけでは不十分であり、マニュアルに基づいた訓練等が行われ、その結果からの課題をもとに改善・改良を図り、実態に即した「実践的なマニュアル」にしなければなりません。

また、PDCAのサイクルを確立させることや教職員の異動に伴って見直すことも重要です。

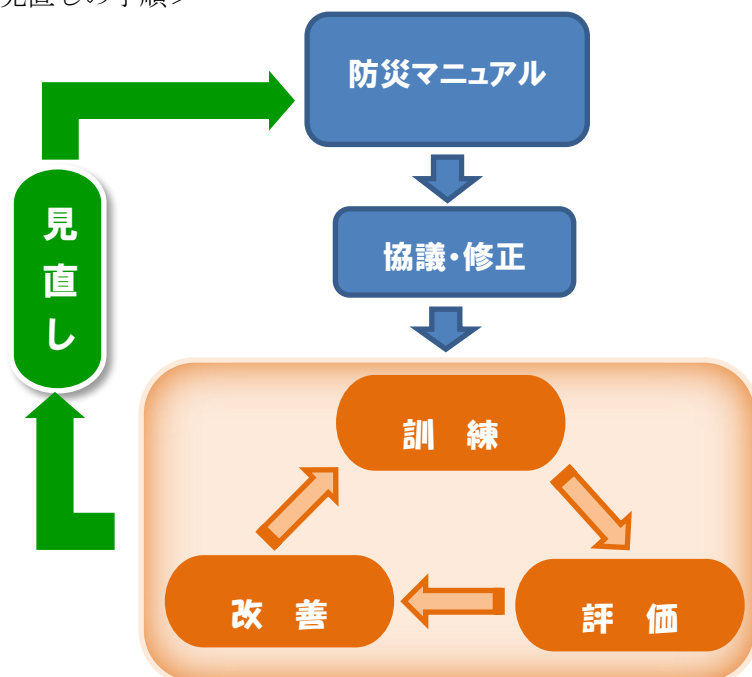
本マニュアルは、文部科学省の「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（H24.3）に基づき、「高知県学校防災マニュアル 震災編」（H21.3）等を参考にして作成しています。マニュアルの構成は、「事前～発生時～事後」の一連の流れを示しています。

このマニュアルが適切に運用され、来るべき南海トラフ地震において、少しでも「減災」につながることを願っています。

<作成の目的>

- （1）災害発生時の対応等について教職員の役割等を明確にし、学校防災体制を確立する。
- （2）家庭、地域、関係機関等に周知し、地域全体で地震・津波災害に対する意識を高め、体制整備の構築、推進を図る。

<作成・見直しの手順>



『その時、私たちはどう行動するのか？』

事件・事故・災害等緊急事態発生時の対応

はじめに	1 p
目次	2 p
I 事前の危機管理（備える）	
1 学校の立地状況と災害想定、避難場所等	
(1) 安芸桜ヶ丘高等学校の地理的条件等に関する情報	3 p
(2) 南海トラフ地震災害想定	3 p
(3) 避難場所等	5 p
2 組織構成	
(1) 災害発生時の指揮命令者	5 p
(2) 災害発生時の組織体制	6 p
(3) 勤務時間外（休日・夜間）の参集体制	6 p
(4) 教職員の参集体制	7 p
(5) 関係機関の緊急時連絡先	8 p
(6) 保護者への連絡体制	10 p
II 発生時の危機管理（命を守る）	
地震津波初期対応	11 p
1 管理下における対応	12 p
(1) 在学中の対応	14 p
(2) 授業中の対応	15 p
(3) 校外で活動中の対応	16 p
(4) 生徒が教員と離れている場合の対応	16 p
(5) 火災対応	17 p
2 管理外における対応	18 p
(1) 登下校中の対応	19 p
(2) 在宅中の対応	20 p
3 生徒の引き渡し手順	22 p
教職員が自らの安全を確保するために必要な対策・行動	23 p
III 事後の危機管理（立て直す）	
1 生徒の帰宅等の判断	24 p
2 生徒の心のケアについて	25 p
3 避難所としての学校等の対応	27 p
4 学校等再開に向けた対応	28 p
IV 火災対応	29 p
V 弾道ミサイル対応	33 p
VI 不審者侵入対応	34 p
VII 各種資料	35 p

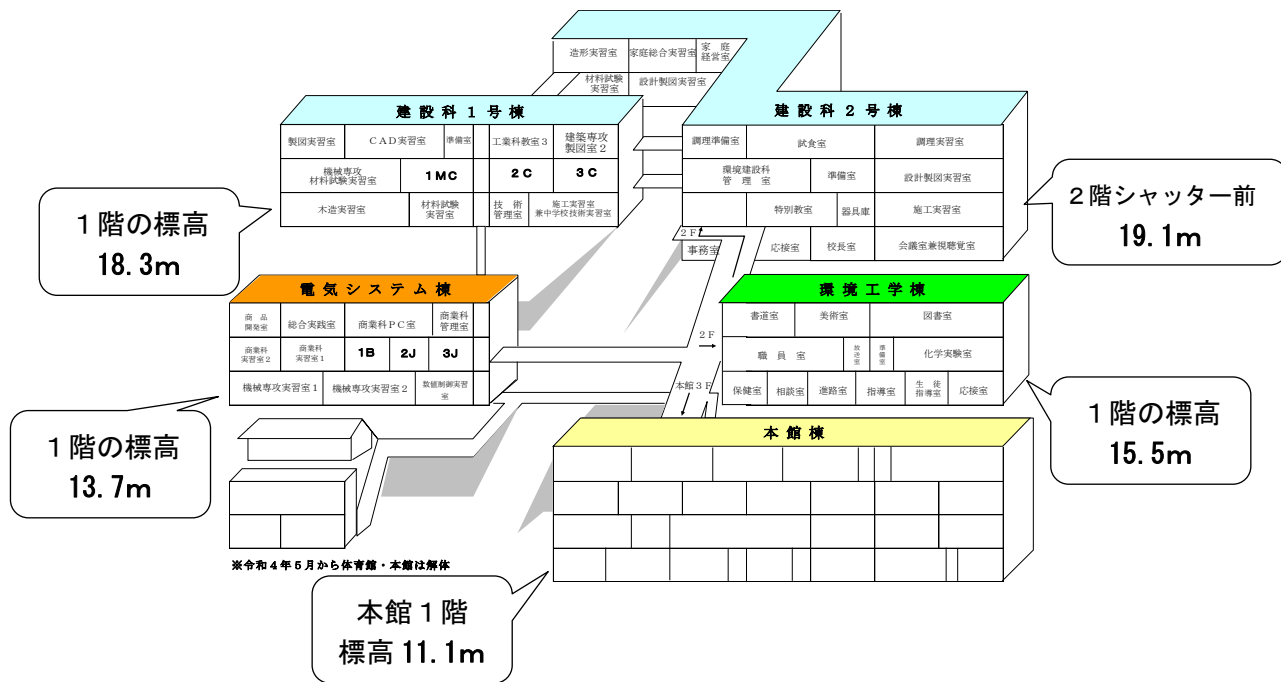
I 事前の危機管理

備える

1 学校の立地状況と災害想定、避難場所等

(1) 安芸桜ヶ丘高等学校の地理的条件等に関する情報

◇標高：本館1階で約11.1m～建設科2号棟シャッター前で約19.1m

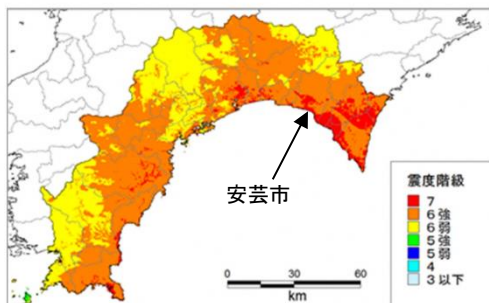


(2) 南海トラフ地震災害想定

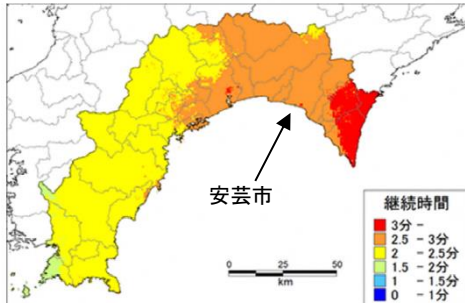
◇最大震度、揺れの時間

震度7の揺れが、約2分半～3分間続く。

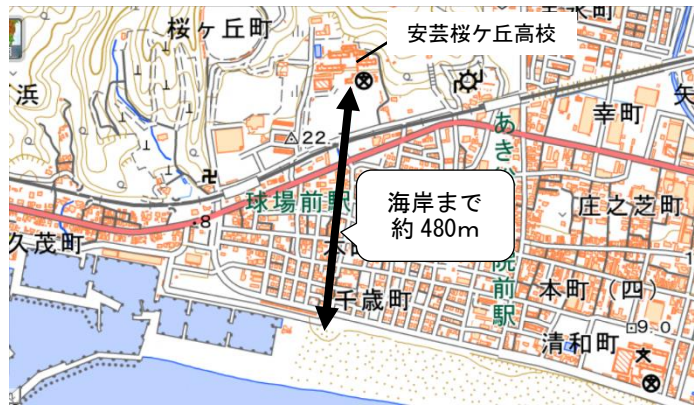
【震度分布図】震度7：26市町村、震度6強：8市町村



【地震継続時間】体に感じる揺れ（震度3相当以上）の継続時間



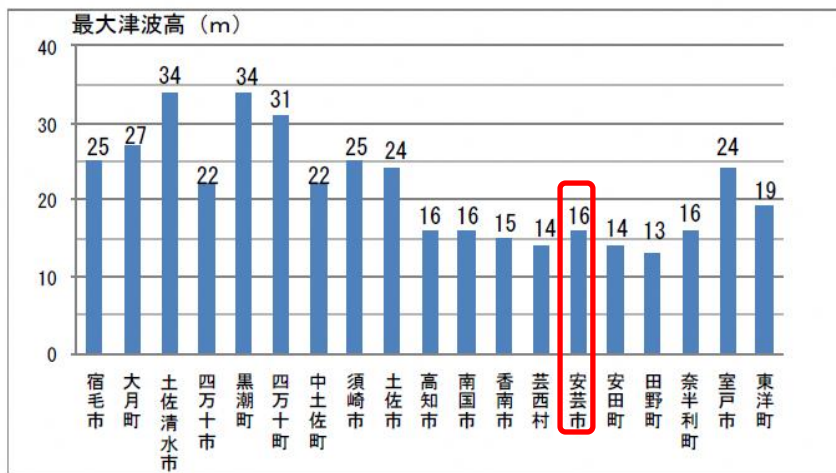
◇海岸からの距離：約480m



※国土地理院地図による。

◇最大津波波高：16m

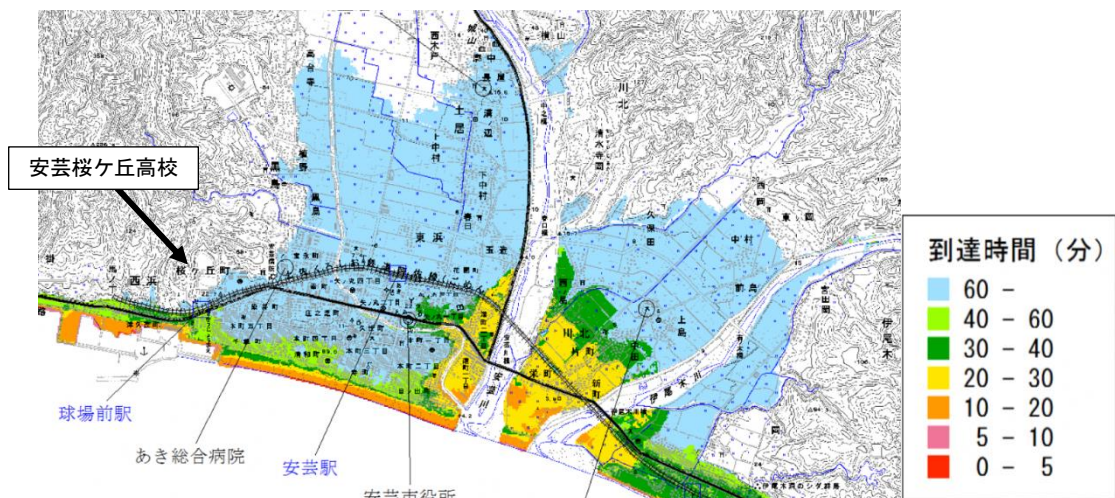
【各市町村の海岸線での最大津波高】



※南海トラフ地震対策行動計画(第5期)による。

◇最大津波浸水深、30cmの津波到達時間

- ・最大津波浸水深：3.0m ～ 5.0m
- ・30cmの津波到達時間：海岸までは約10分、本校到達までは約60分と想定されている。



※南海トラフ地震対策行動計画(第5期)による。

◇その他、教職員で共有すべき立地状況等

本校北側の山の斜面は、**土砂災害警戒区域**に指定されている。

また、グラウンドから南は海岸まで**液状化**に注意する。



(3) 避難場所等（上の図を参照）

◇一次避難場所：安芸市補助グラウンド（標高：20.6m、避難時間約5分）

隣接する安芸ドームには医療救護所が設置される。

◇二次避難場所：安芸市営球場（タイガース球場）（標高：40.4m、避難時間約15分）

災害時はヘリポートとしても利用される。

避難可能人員：27,000人（安芸市営球場＋補助グラウンド）

※ 標高は国土地理院地図 web データ、避難可能人員は「安芸市津波避難計画」による。

2 組織構成

(1) 災害発生時の指揮命令者

順位	役職
1	校長
2	副校長
3	教頭
4	事務長
5	生徒指導主事
6	総務主任
7	教務主任
8	進路指導主事

(2) 災害発生時の組織体制

名称	担当	主な対応
総括本部	◎本部長 校長 副部長 副校長 教頭 事務長	<ul style="list-style-type: none"> ・校内放送等による連絡や指示 ・応急対応の決定(被害状況等を把握し避難の実施方法を決定) ・各班との連絡調整 ・避難経路の安全性を確認後、避難の指示 ・二次災害の情報収集、非常持ち出し品の搬出 ・教育委員会等の関係機関への連絡
生徒対応班	◎教務主任 総務主任	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の安全を確保し、生徒への的確な指示（押さない・走らない・しゃべらない・戻らない）等 ・生徒の負傷の有無、負傷の程度、避難時の安全性の確認 ・二次災害の防止活動
避難誘導班	◎生徒指導主事 補導専任	<ul style="list-style-type: none"> ・分担して各教室に急行し、授業担当教員から生徒及び教職員の被害状況を聞き取り、本部に報告 ・避難経路の安全性を確認、本部に報告後、生徒の避難誘導及び救助を必要とする者の確認及び応急手当の実施 等 ・分散して各教室、トイレ、体育館等の残留生徒を確認
安否確認班	各学年主任 ◎1年 ◎2年 ◎3年	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任・副担任は、担当クラスの人員点呼をとり、負傷者及び行方不明者を学年主任に報告 ・学年主任は負傷者及び行方不明者を本部に報告 ・被害生徒の保護者への連絡
救出班	◎進路指導主事 その他教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の状況を確認 ・負傷者を救出 ・行方不明者の捜索 ・校内の警備等
救護対策班	◎養護教諭 体育科	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者への応急手当 ・負傷の状況を本部へ連絡 ・医療機関への連絡等

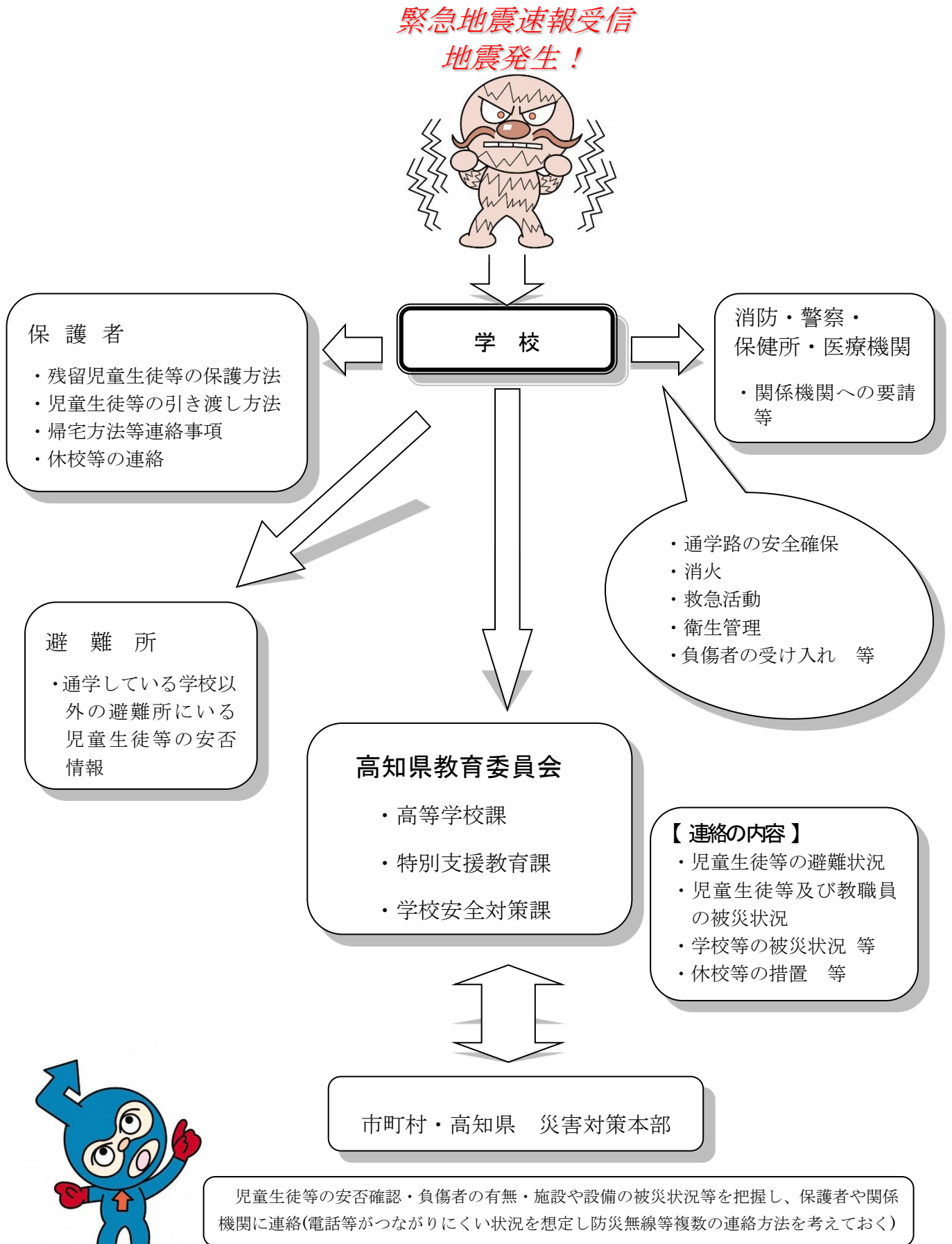
※ 学校が避難所になることも想定し、開放禁止区域（校長室・職員室・事務室・保健室等の管理運営上必要な場所で、開放しない区域）を決め、教職員で共通理解をしておくことが必要

(3) 勤務時間外（休日・夜間）の参集体制

配備体制	配備基準	参集体制・安否確認
第1配備 (警戒態勢)	震度4の地震が発生 津波注意報が発表	校長・副校長・教頭・事務長が対応 ※管理職が参集できない場合は、地元在住者が対応（p7 ※1）
第2配備 (嚴重警戒態勢) 必要に応じて災害対策本部設置	震度5弱の地震が発生 津波警報が発表	校長・副校長・教頭・事務長が対応 ※管理職が参集できない場合は、地元在住者が対応（p7 ※1）
第3配備 (災害対策本部設置)	震度5強の地震が発生 大津波警報が発表 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表	校長・副校長・教頭・事務長が対応 ※管理職が参集できない場合は、地元在住者が対応（p7 ※1） 勤務校へ参集可能なすべての教職員は出勤

(4) 関係機関の緊急時連絡先

① 連絡体制フロー図



② 防災関係機関連絡先一覧

機関名		電話番号
警察署	緊急時	110
	安芸警察署	0887-34-0110
消防署	緊急時	119
	安芸市危機管理課	0887-37-9171
高知県 教育委員会	高等学校課	088-871-7505
	学校安全対策課	088-821-4534
气象台	高知地方气象台	088-822-8881
国道事務所	土佐国道工事事務所	088-882-9161
医療機関	高知県救急医療情報センター	088-825-1299
	県立あき総合病院	0887-34-3111
	近森病院	088-822-5231
	高知赤十字病院	088-822-1201
	森澤病院	0887-34-1155
	野市中央病院	0887-55-1101
学校医	深谷内科	0887-33-2401
学校歯科医	長野歯科	0887-35-2261
学校薬剤師	益田薬局	0887-35-4450
保健所	安芸福祉保健所	0887-34-3175
交通機関	土佐くろしお鉄道安芸駅	088-882-7101
	JR四国 後免駅	088-863-2674
	高知東部交通 バス	0887-35-3148

●点検

- 施設設備等の安全点検（定期の安全点検、臨時の安全点検、日常の安全点検）
- 非構造部材の点検（天井、照明器具、外壁・外装材・収納棚 など）
- 避難経路・避難場所の点検

●避難訓練

- 各学期毎に1回実施

●教職員研修等

- 中核となる教職員の養成、研修
- 関連機関の人材等の活用

(5) 保護者への連絡体制

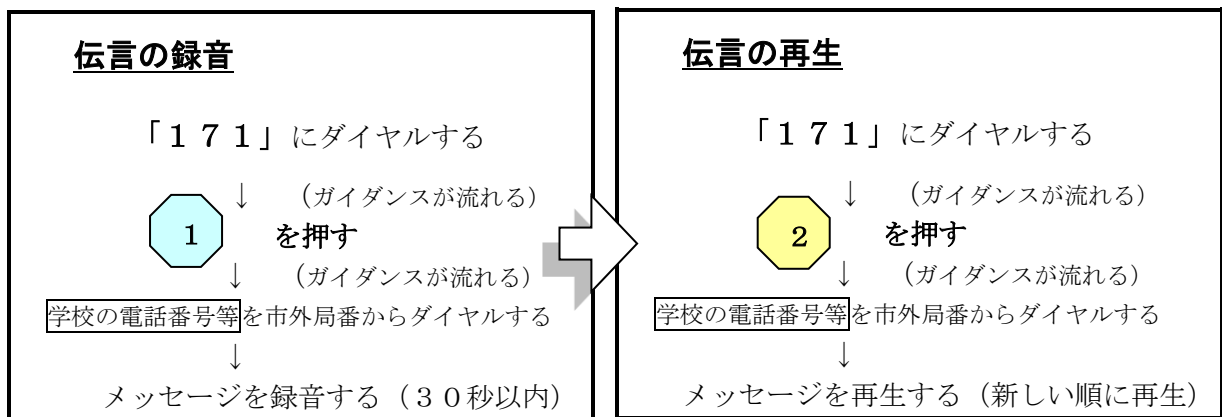
災害発生時には、電話の使用不能が予想されるため、児童生徒の安否確認や状況の連絡等について、次の連絡手段で対応する。

- ①電話 ②学校家庭連絡システム（すぐーる 等） ③学校ホームページ
- ④災害伝言ダイヤル「171」（災害用伝言板「web171」）
- ⑤徒歩や自転車による連絡 等

<参考>

1 災害用伝言ダイヤル「171」（イナイ）について【自宅の電話・公衆電話・携帯電話から】

災害用伝言ダイヤル「171」とは、災害発生時（震度6弱以上の地震など）にNTTが行う伝言ダイヤルサービスで、事前契約等は一切不要。家族や友人などが被災した場合の安否の確認や連絡等に活用できる。（災害用伝言ダイヤルサービスの開始は、テレビ・ラジオなどで通知される。）



*災害時以外でも、体験利用日が設定されています。

【体験利用日】

- ・毎月1日、15日 ・正月三が日（1月1日～1月3日）
- ・防災週間（8月30日9:00～9月5日17:00）
- ・防災とボランティア週間（1月15日9:00～1月21日17:00）

【提供条件】

- ・伝言録音時間：30秒 ・伝言保存時間：6時間 ・伝言蓄積数：10伝言



2 災害用伝言版「web171」（イナイ）について

インターネットを活用して、安否情報等を電子掲示板により確認できるサービス

web171
災害用伝言板

【伝言の登録】被災地内の自宅や避難所などにあるパソコンや携帯電話などから <https://www.web171.jp/> へアクセスし、電話番号をキーに伝言を「登録」。

【伝言の閲覧】 <https://www.web171.jp/> へアクセスし、電話番号及びパスワードを入力して「閲覧」。

Ⅱ 発生時の危機管理

命を守る

地震・津波対応（初期対応）

強い揺れ

南海トラフ地震は、30年以内に70～80%の確率で発生し、強い揺れと大津波があると予想されています。また、この強い揺れは約150秒～180秒ほど続くことが予想されています。

長く揺れたら津波がくる！より高いところへ

ゆれたら 揺れがおさまったら

とにかく 警報を待たずに、身一つで！

※メガネ、薬、携帯ラジオ、懐中電灯など避難するのに必要なものは、すぐ持ち出せるようにしておきましょう。

はしって 近くの高台へ速く逃げましょう

※高台がない場合は、鉄筋コンクリートの建物なら3階以上の高さに上がりましょう。

6時間 津波は繰り返し襲ってきます

※安全なところに避難したら津波警報が解除されるのをラジオなどで確認するか、少なくとも6時間はもどらないようにしましょう。

地震発生！

津波発生！

地震発生・・・その時・・・

揺れを感じたら・・・まず身の安全を第一に

窓・戸を開ける・・・出口を確保しておこう

落下物・・・あわてて外に飛び出さない

室内では・・・ガラス破片に気をつけよう

門や塀には・・・近寄らない、倒壊の危険

情報・・・正しい情報・確かな行動

協力・・・協力し合って救出・救護

協助

自助

公助

避難3原則

想定にとらわれるな

最善を尽くせ

率先避難者たれ

1 管理下における対応

学校で地震が発生した時は？

本校の校舎は南舎、工学棟、電気棟および体育館の耐震工事が終了し、建設棟が耐震性のある施設とされています。予想を超える地震が発生した場合の災害を最小限に食い止めるためにも、生徒・教職員が一丸となつて的確な行動がとれるよう、普段から一人ひとりが心掛けておきましょう

どこに逃げるか？

- ① 学校の西側にある**安芸市補助グラウンド**へ避難。
※総合運動への避難経路が亀裂や建物等でふさがれていないか？
- ② 校舎の倒壊がないと判断される場合は、**校舎最上階**へ避難。
※学校北側山は斜面崩壊の危険があります。崩壊がなければ、北山斜面を登ることも考えられます。

※毎年4月の避難訓練で確認

「授業中（教室・実習室等）」

机の下にもぐる

机の脚をしっかり持つ

身を低くして頭を守る

窓・壁から離れる・カーテンを閉める

機械・工具・器具に注意、電源を切る

「授業中（運動場・体育館等）」

運動場・体育館真ん中に集合

身を低くして肩を寄せ合う

落ち着いて行動

腰をおろす

勝手にその場を離れない

担当教員の指示に従う

休み時間に地震発生 **落ち着いて行動**

教室 教室と同じ行動をとろう

廊下・階段 柱に体を寄せる・教室へ駆け込む

トイレ ドアを開ける・身を低くして頭を守る

渡り廊下 グラツときたら校舎へ駆け込む

交通機関利用中に地震発生

機乗務員に指示に従う

姿勢を低く
椅子につかまる
外に飛び出さない
落ち着いて行動・騒がない

修学旅行・宿泊研修中に地震発生

事前に避難経路
避難場所を知ろう

指示に従う
頭を守れ（布団・ベッドの下）
外へ飛び出さな
協力して行動
脱出口を確保せよ

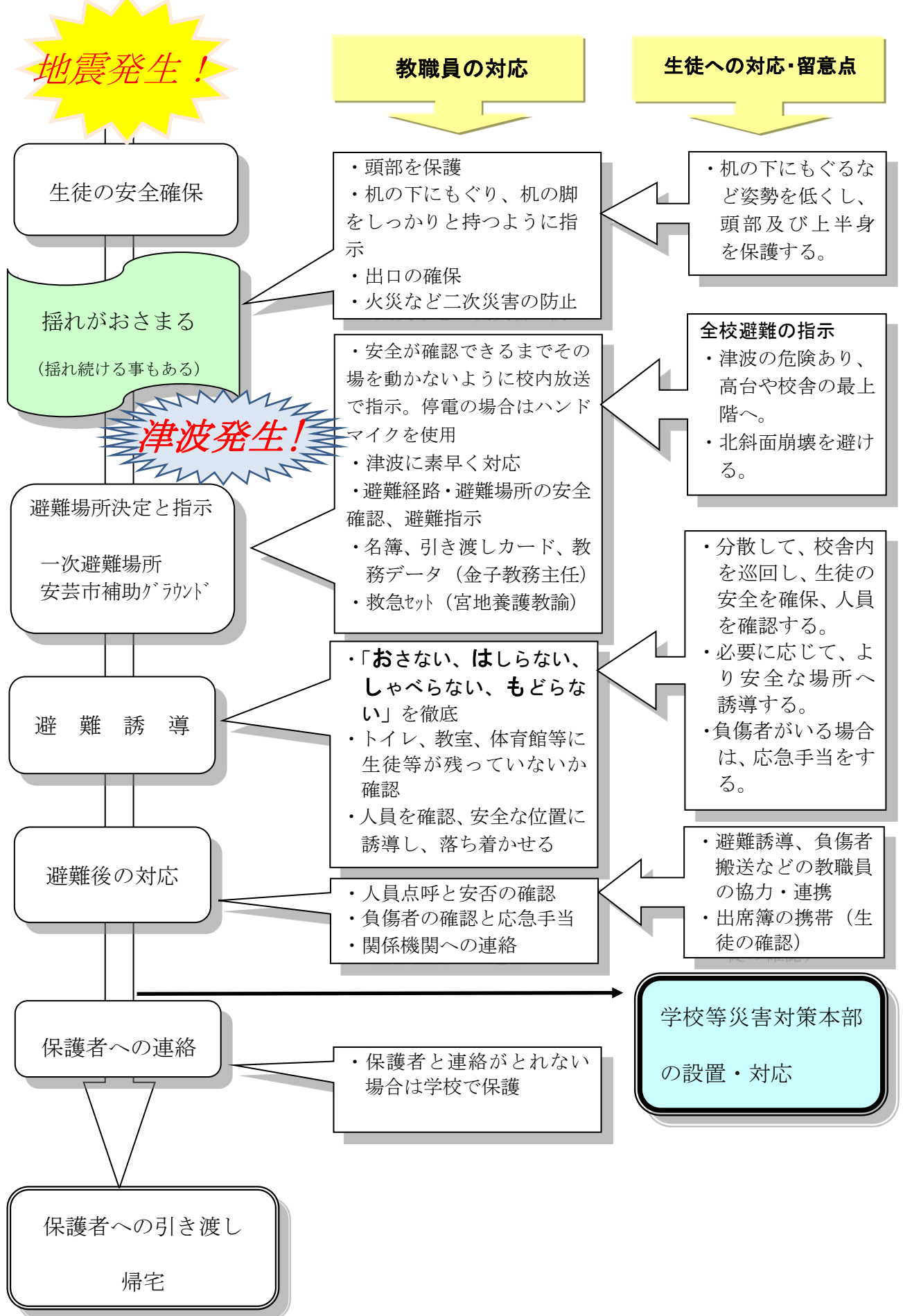
避難行動のポイント

お 押すさない **は** 走らない **し** しゃべらない **も** もどらない

教職員の対応における留意事項

- ・ 的確な指示
- ・ 周囲の安全確認
- ・ 生徒の人員確認
- ・ 生徒への声かけ等での不安の除去
- ・ 余震・二次災害への対応

(1) 在校中の対応



(2) 授業中の対応

場 所		教職員の指示	関連する生徒及び教員の行動	管理責任者
普通教室 美術室 視聴覚教室		「机の下に頭をかくす」 「机の脚をつかむ」 「揺れが収まるまで動かない」 「窓ガラスから離れる」	・机の下に頭部をかくし保護する。 ・窓ガラスから離れる。 ・揺れが収まれば、避難する。	授業者
特 別 教 室	家庭科室	「火を消す」 「調理台から離れる」	・調理実習中は火を消す。 ・調理台、食器棚から離れる。 ・揺れが収まれば、避難する。	担当教員
	図書室	「本棚から離れる」	・本棚から離れ、机の下に隠れる。 ・揺れが収まれば、避難する。	司書教員
	実習室	「実習机の下に体をかくす」 「揺れが収まるまで動かない」 「火気等を消火する」 「実習装置の電源を切る」 「揺れが収まれば、人員の確認をする」	・揺れにより机や棚、実習装置が移動するので、周囲の状況に注意する。特にパソコン等机から落下しないよう体并注意する。 ・化学等の実験中は火気等を消し、危険な薬品は安全な場所に保管する。 ・電動工具等の実習装置の電源を切る。 ・感電等の事故が発生しないよう電源を切る。 ・校外や屋外での実習中は周囲の状況に注意し、教員の指示に従う。 ・揺れが収まれば、避難する。	実習担当者 各科科長
体育館		「窓ガラスから離れる」 「天井の照明器具に注意」	・体育館の中央部に集合する。 ・揺れが収まれば、避難する。	授業者
運動場		「移動フェンスに注意」	・グラウンド中央部に集合する。 ・生徒の点呼をとる。 ・揺れが収まれば、避難する。	体育担当
プール		「プールの端に移動し、ふちをつかむ」	・揺れが収まれば、更衣を行い避難する。	体育担当
その他の場所			・窓から離れ、体を守る。 ・揺れが収まれば、避難する。	教職員等

●一人で避難できない生徒への対応

ケガや疾病により、一人で避難できない生徒への対応について、右の1～3の順で支援する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 授業担当者が生徒の支援にあたり、避難させる 2 ホーム担任・副担任が避難の支援にあたる 3 学年主任、学科主任が安否の確認をする
--	--

(3) 校外での活動中の対応（遠足・修学旅行・部活動中、校外での実習等）

周囲の状況	職員の対応	生徒への対応と留意点
◎地震発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・状況を的確に把握する（落下物・倒壊物に注意） ・乗り物乗車中は係員の指示に従う。 ・施設利用時は担当者の指示に従う。 	<p>「安全の確認」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・姿勢を低くし、体を守るよう指示する。 ・窓ガラスやブロック塀に注意させる。
◎地震が収まった状態	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れがおさまったら、<u>場所によって情報を集めながら、安全な場所への避難</u>を指示する。 ・状況を的確に把握する。 ・生徒の点呼、安否確認をする。 ・地下や海岸部にいる場合は、津波被害を受けないよう、高台の安全な場所に避難するよう指示する。 ・テレビ、ラジオ等による情報収集をする。 ・生徒のパニック状態を鎮めるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ★あらかじめ次のことを確認しておく。 ・その地域の避難場所等の必要な情報 ・家庭、学校等への連絡方法 <p>「避難誘導」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗り物乗車中は係員の指示に従う。 ・施設利用時は担当者の指示に従う。 ・ケガ人等が発生した場合は、医療機関に連絡する。また、緊急な場合は消防署に連絡を取る。
◎津波警報等解除	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に連絡する。 ・校長から指示を受ける。 	<p>「連絡と相談」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者への安否確認の連絡をさせる。

(4) 生徒が教員と離れている場合（始業前、放課後、休み時間、部活動中）

周囲の状況	職員の対応	生徒への対応と留意点
◎地震発生時		<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の判断により、落下物や柵などから自身の体を守るよう訓練させる。
◎地震が収まった状態	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が分散して、校内を巡回し生徒の安全を確認する。 ・校内の巡回点検を行い、損壊個所がないか確認する。 ・地下や海岸部にいる場合は、津波被害を受けないよう、高台の安全な場所に避難するよう指示する。 ・テレビ、ラジオ等による情報収集をする。 ・生徒のパニック状態を鎮めるよう努める。 	<p>「避難誘導」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くにいる教員の判断により、直接避難指示をだす。 ・ケガ人等が発生した場合は、医療機関に連絡する。また、緊急な場合は消防署に連絡を取る。 ・引き続き、余震や2次災害への対応をする。
◎津波警報等解除	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職に連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホーム担任や部活動顧問に避難状況について連絡する。

(5) 火災対応

火災の多くは、人の軽率な行為等によって発生する人災です。

本校においても、生徒の生命尊重・安全確保を基本として、「日頃の適切な備え」・「火災発生時の的確な安全対処」などの対策を強化するとともに、予測を超えた火災に対しても、生徒・教職員の連携・協力のもとに、十分な対応ができるように、防災教育及び危機管理の充実を図ります。

学校火災対応のポイント

火災が発生した場合は・・・

早く知らせ

早く消火する

早く逃げる

絶対にもどらない

煙・有毒ガスに注意

パニックに気をつける

学校火災の特徴

火気の使用場所・・・・・・・・各専門科実習室、調理実習室、職員室、宿直室・・・

建物が大きい・・・・・・・・火災の発見が遅れる

机・椅子の可燃物が多い・・・・・・・・火災の延焼拡大が早い

冷暖房の燃料・・・・・・・・不適切な取り扱いによる火災

生徒の人数・・・・・・・・人命の危険度が高い

廊下・階段が多い・・・・・・・・煙の回りが速い

倉庫・トイレ・部室等・・・・・・・・人目に付きにくい場所で発生

怖い煙の発生

① 煙の性質

空気より軽く上昇する。上方に拡散し、天井に当たり水平方向に広がり壁面を伝わり降下します。
火元から遠ざかると冷却され、床面に降下して視界を遮ります。

② 煙の速度

廊下など水平方向に流れる煙は、秒速0.1～1m程度

階段など垂直方向に流れる煙は、秒速3～5mで人間の歩行速度より速い

③ 煙の危険性

中毒・・・・・・・・不完全燃焼によって発生する一酸化炭素等

酸素不足・・・・・・・・空気中の酸素を消費するため、呼吸困難

熱・・・・・・・・熱せられている煙を吸い込むと、気道や肺が熱傷を受けて呼吸困難

資格障害・・・・・・・・煤が視界を遮り、真っ暗な状態になり、不安と恐怖心による精神的パニック

窒息・・・・・・・・煤を吸うと気管支や肺細胞に詰まる

身を低くして、ハンカチ等で口を覆って避難する。

2 管理外における対応

登下校中に地震発生

高台を目指そう！

3階以上の建物

落ち着いて行動
身を守る（看板・屋根瓦・窓ガラス）
自転車はその場に置く
狭い道には注意（塀の倒壊・落下物）
津波・山崩れに注意

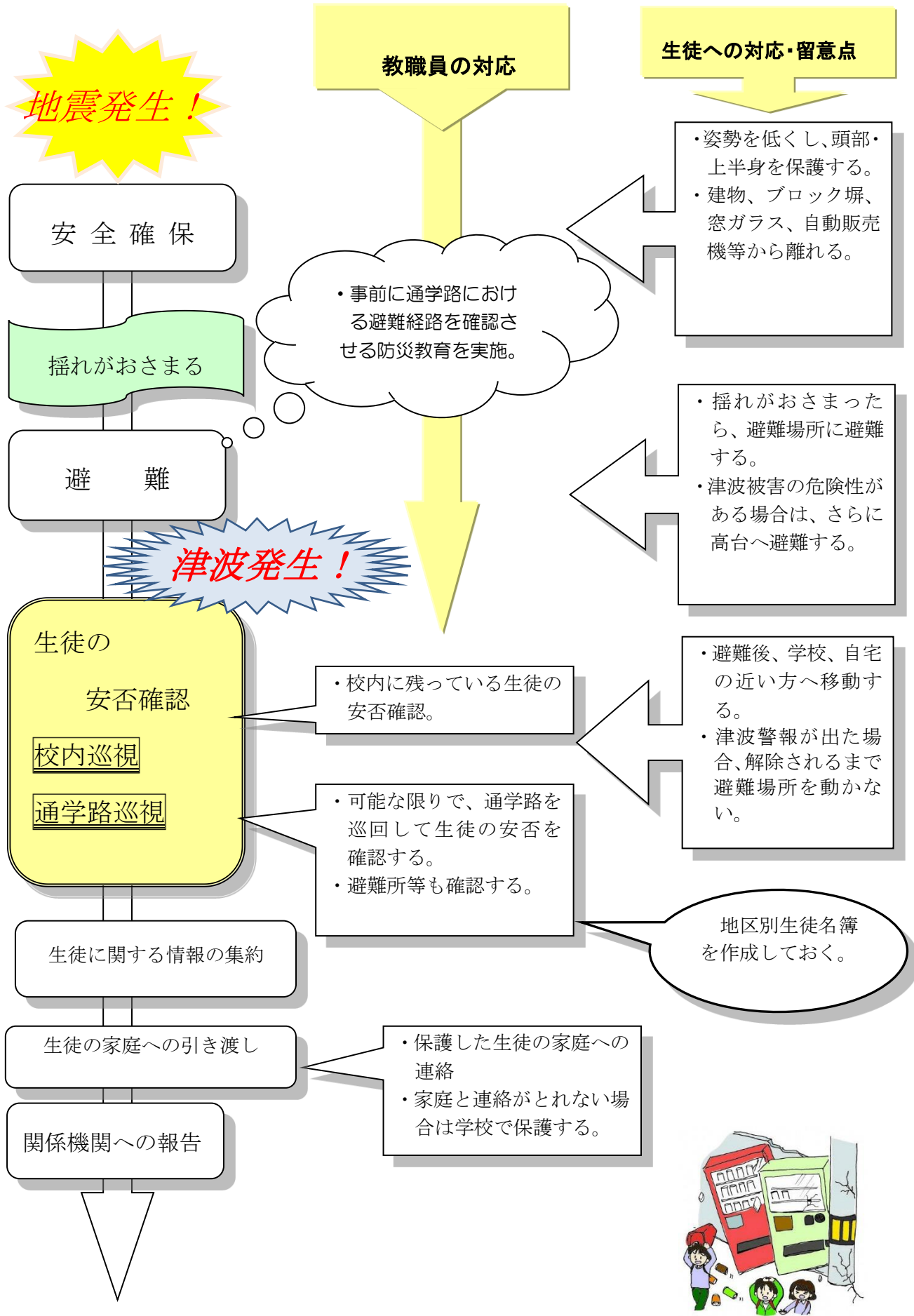
在宅中に地震発生

高台を目指そう！

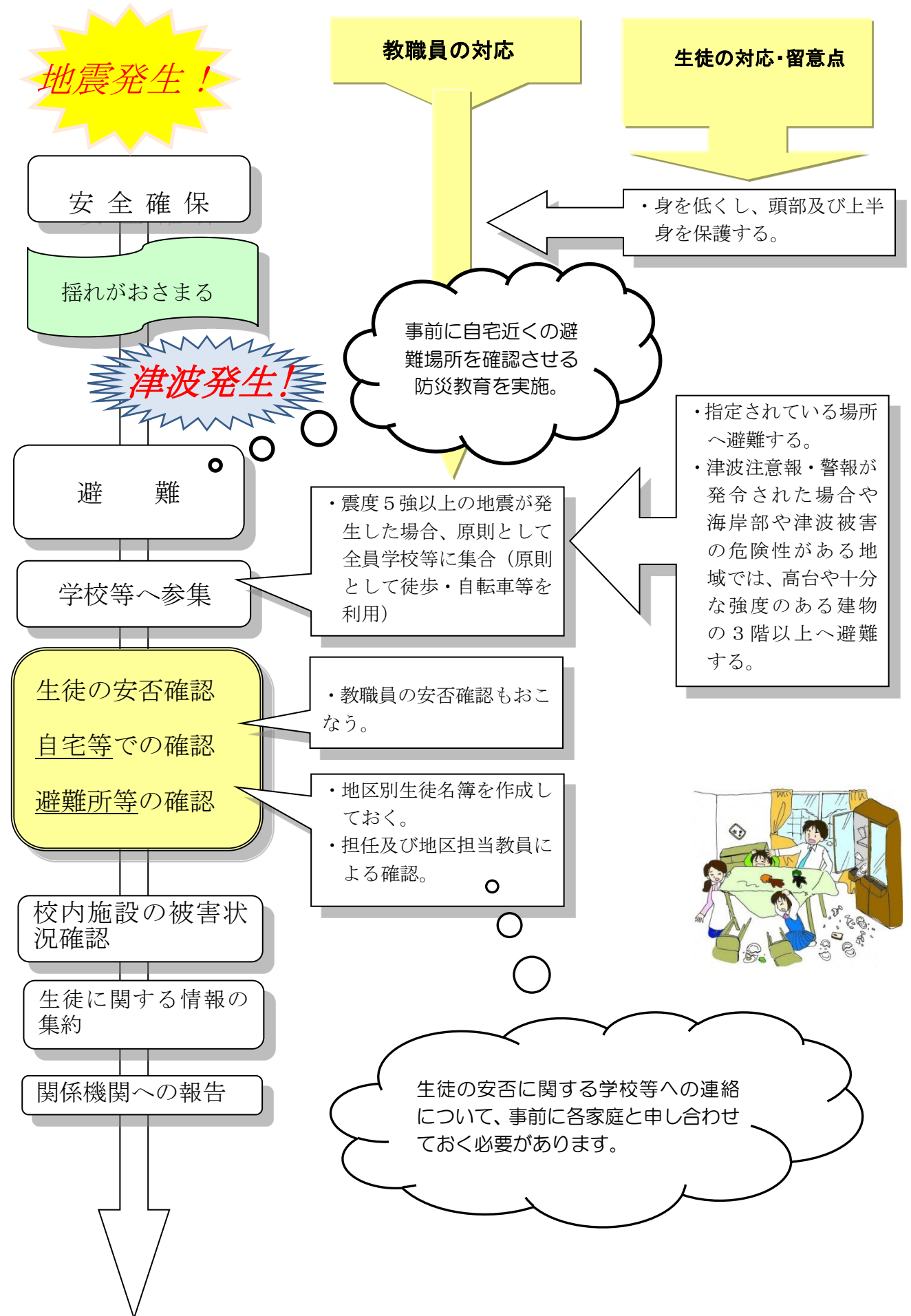
自宅からの避難場所
を確認しておくこと

落ち着いて行動

(1) 登下校途中の対応



(2) 在宅中の対応



●生徒が登下校途中の場合（自転車、バス・汽車、徒歩などで移動中）

周囲の状況	職員の対応	生徒への対応と留意点
◎地震発生時	<p>《学校内にいる教職員》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自身の安全の確保 ・校舎内にいる生徒への指示 <p>《校外にいる教職員》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自身の安全の確保 	<p>「安全の確認」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・姿勢を低くし、体を守る。 ・窓ガラスから離れる。 ・ブロック塀、自動販売機、その他の建築物や構造物から離れ、自身の安全を確保させる。 ・自転車は降りて、安全な場所に退避する。
◎地震が収まった状態	<p>《学校内にいる教職員》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波を想定し、周辺の生徒と一緒に緊急避難場所に避難する。避難にあたっては教室などを確認しながら避難する。 <p>《学校外にいる教職員》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自身の安全確保をしながら、周囲の子どもや老人など弱者の支援し、今いる場所から最も高い安全な場所に避難する。 	<p>「避難誘導」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗り物乗車中は係員の指示に従う。 ・施設利用時は担当者の指示に従う。 ・ケガ人等が発生した場合は、医療機関に連絡する。また、緊急な場合は消防署に連絡を取る。 ・今いる場所から最も高い安全な場所に避難する。 ・津波警報が出ている場合は、警報が解除されるまで避難場所を離れない。
◎津波警報等解除	<ul style="list-style-type: none"> ・学校への連絡 ・校長から指示を受ける。 ・学校に参集 ・生徒・家庭との安否確認 	<p>「連絡と相談」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校及び保護者に安否確認の連絡をさせる。

●地震発生後の対応について

家庭や関係機関との連絡方法	<ul style="list-style-type: none"> ①電話 ②学校家庭連絡システム（すぐーる 等） ③学校ホームページ ④災害伝言ダイヤル「171」（災害用伝言板「web171」） ⑤徒歩や自転車による連絡
---------------	---

3 生徒の引き渡し手順

周囲の状況	職員の対応	生徒への対応と留意点
◎地震が収まった状態	《状況の調査》《下校の判断》 ・校舎の被害状況の調査 ・安全確認、危険個所の立ち入り禁止措置 ・通学路周辺の被害状況の調査 （国道55号線の状況、ごめん奈半利線の運航状況、東部バス路線の運航状況の確認） ・津波警報・注意報等の確認	・津波警報発令中は生徒の引き渡しはしない（原則）。 ・震災の影響により電話回線が不通になると保護者との連絡が取れなくなるため、事前にその他の連絡方法を決めておく。 （防災無線は現在活用できない状態）
	◎生徒の引き渡しの手順	
	◎引き渡しの対象となるケース	
	◎引き渡しの留意点	
	・保護者へ連絡 （引き渡し場所、時間を連絡する） ・ホーム担任が保護者に直接生徒を引き渡す（引き渡し完了した保護者には、確認のサインもらう）。 ・保護者と連絡できなかった生徒は帰宅させず、学校で保護する。	
	（1）震度5弱以上の地震が発生した場合 （2）大津波警報・津波注意報等が発表された場合 （3）交通機関が混乱しており、帰宅が困難と判断した場合 （4）その他、帰宅に危険が伴うと判断した場合	
	（1）不安を訴える生徒への心のケアをする。 （2）待機が長時間になることを想定し、食料・水などの備蓄をする。	

【引き渡しカード】

高知県立安芸桜ヶ丘高等学校（引き渡しカード）			
生徒氏名		学年 科 性別	()年 環建科・情ビ科・機土科・ビ科 性別()
住所		電話	携帯() - 自宅() -
保護者1	氏名 続柄()	引渡し時間	月 日 時 分
保護者2	氏名 続柄()	引渡し時間	月 日 時 分
保護者3	氏名 続柄()	引渡し時間	月 日 時 分
引渡し後 滞在場所		受取者氏名	

教職員が自らの安全を確保するために必要な対策・行動

～児童生徒の命を守るために～

高知県では、「自分の命は自分で守る力」の育成を、防災教育の目標に掲げています。

このことは、児童生徒はもとより、教職員自身も身に付けておくべき資質・能力です。

児童生徒の命を守るためには、教職員自らが安全でなければなりません。教職員自身が自らの安全を確保し、児童生徒への支援のできる態勢にあることが重要です。

教職員が自らの安全を確保するために必要な主な対策や行動を、下記にまとめています。こうした点を各自が意識し、日頃から実行しておきましょう。

このことが、ひいては、児童生徒の命を守ることにつながります。



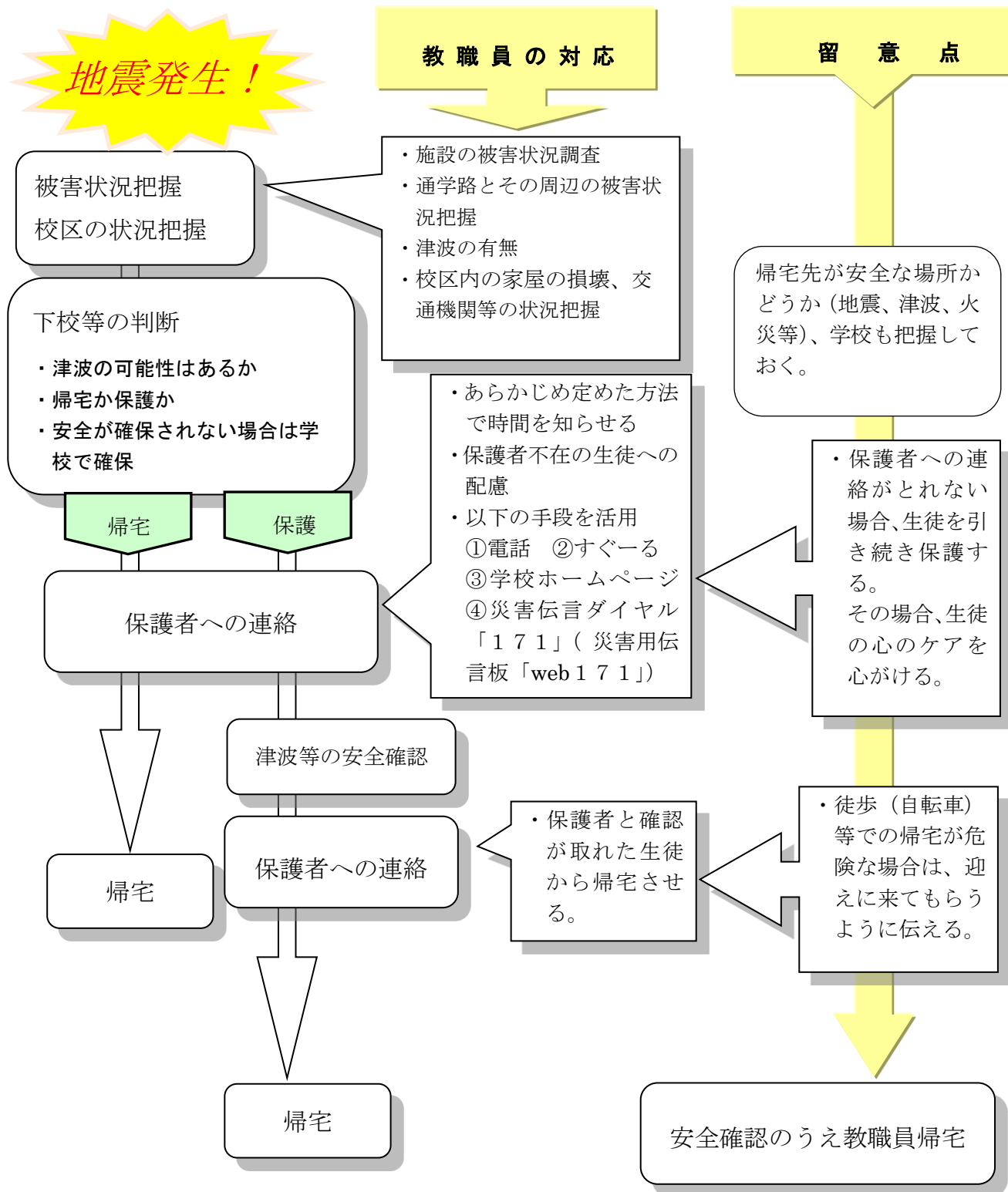
チェック	実行しておくべき対策や行動
【学校において】	
	学校や校区の災害想定を知っている。
	校舎内外の施設・設備の安全点検を、災害リスクの観点からも行っている。
	落下・転倒防止やガラス飛散防止等、必要な安全対策を講じている。
	特別教室（理科室・調理室・音楽室等）や体育館等、普通教室とは違う場所でのリスクを把握している。
	避難場所や避難経路の状況を把握し、安全点検をしている（危険箇所や障害物がないか）。
	学校内の AED や消火器の設置場所を知っている。
	地震発生時の児童生徒の行動が想像できる。
	配慮の必要な児童生徒への対応を想定している。
	地震が発生したときに、自身の身を守る行動がとれる。 ※「（ものが）落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に素早く身を寄せる
	自校の危機管理マニュアルに基づく対応を把握し、自分の役割を理解している。
	避難訓練の際には、自身の安全確保を図りつつ、児童生徒の避難指示や誘導を行っている。
	訓練後の検証で明らかになった課題は、速やかにマニュアルに反映している。
【自宅において】	
	居住地の災害想定を知っている。
	自宅の災害リスクに対する必要な安全対策を講じている。
	通勤経路の避難場所を知っている。



Ⅲ 事後の危機管理

立て直す

1 生徒の帰宅等の判断

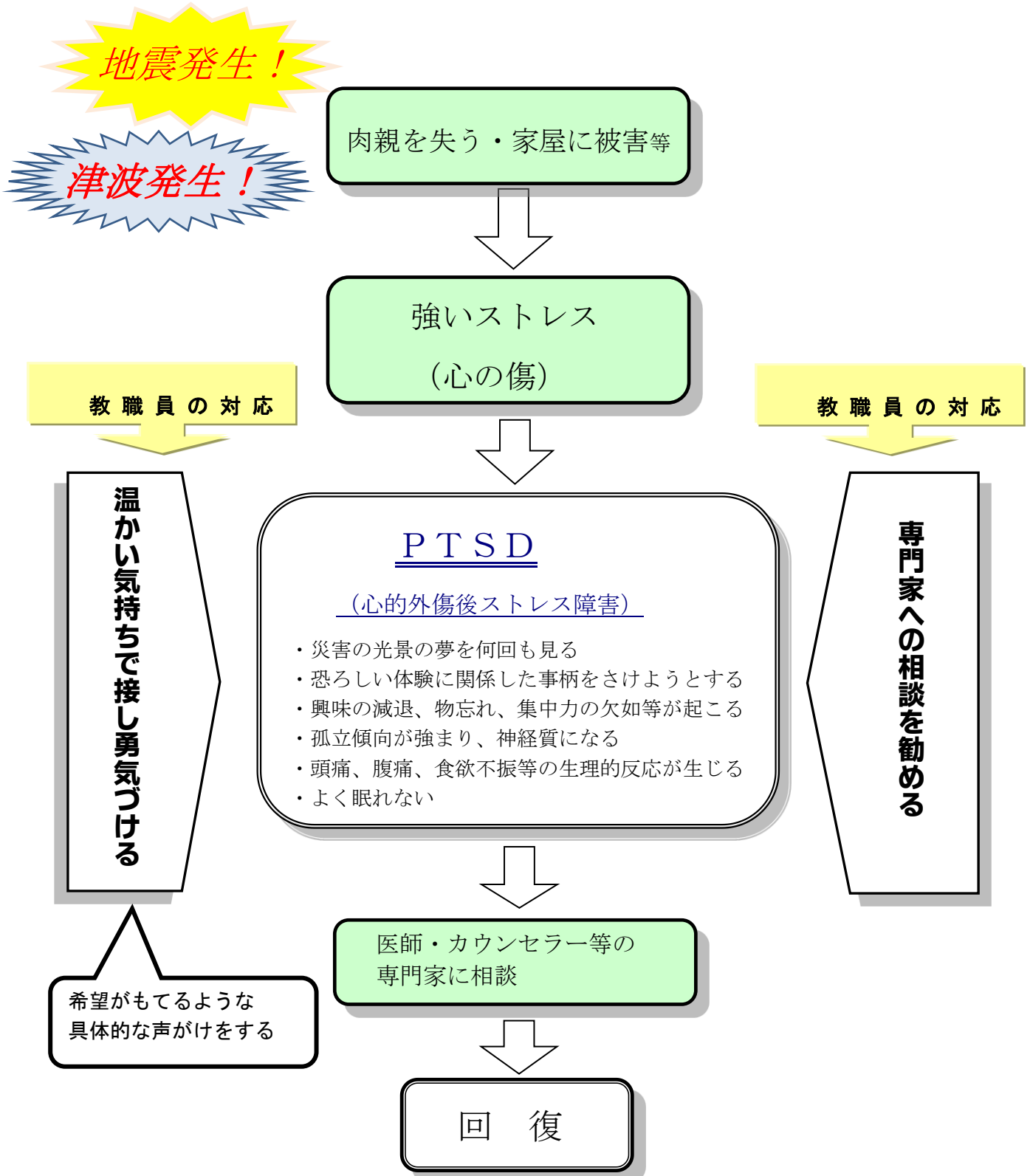


2 生徒の心のケアについて

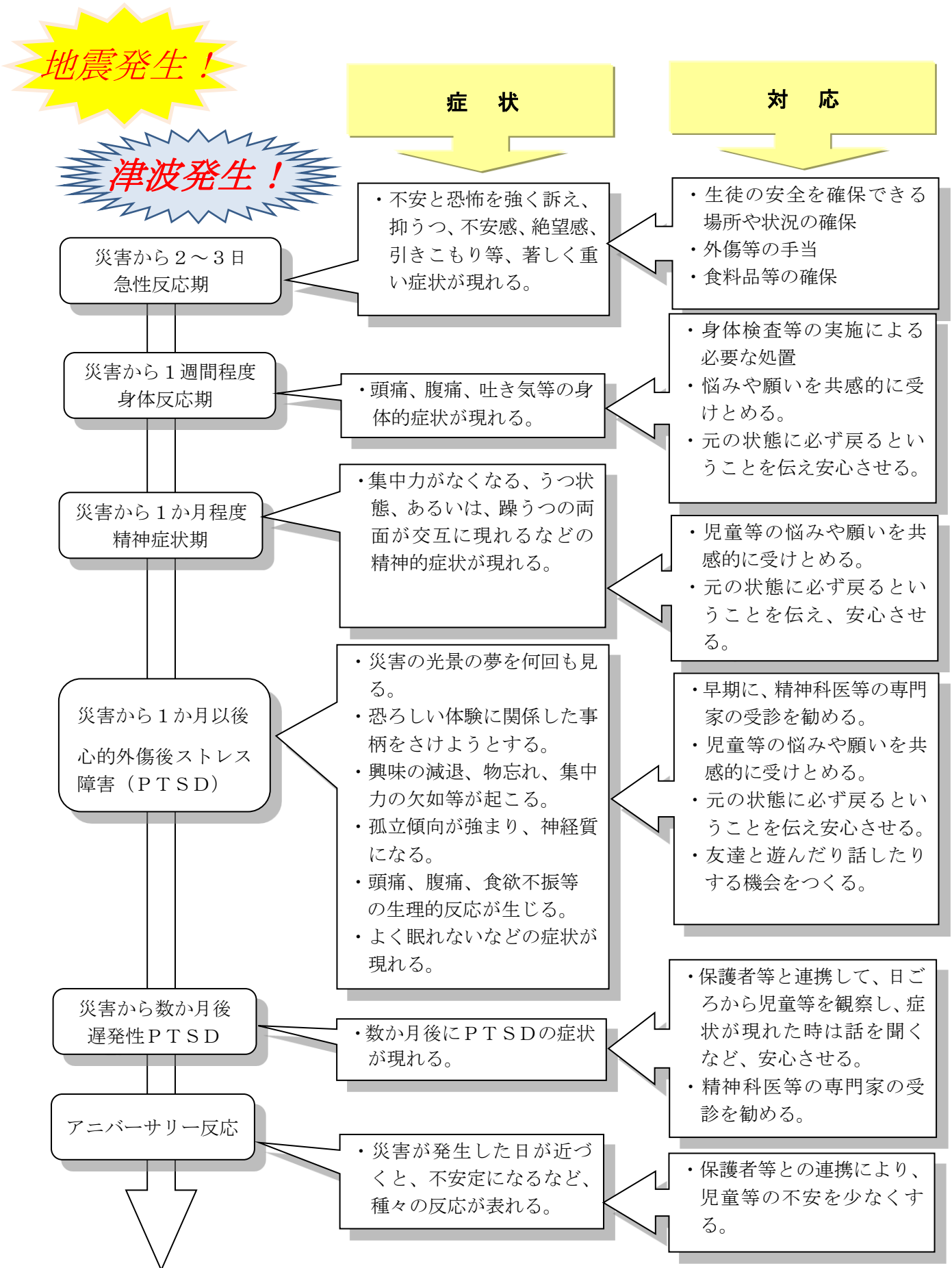
①生徒の心のケア

大災害や事故等で、肉親を失ったり家屋に被害を受けたりすると、生徒によっては、表面的には普通と変わりなく見えるが、心の奥深いところには、心的外傷の問題としてダメージが大きく残り、このことがその後の社会生活をしていくうえで心に様々な影響を及ぼすことがあります。

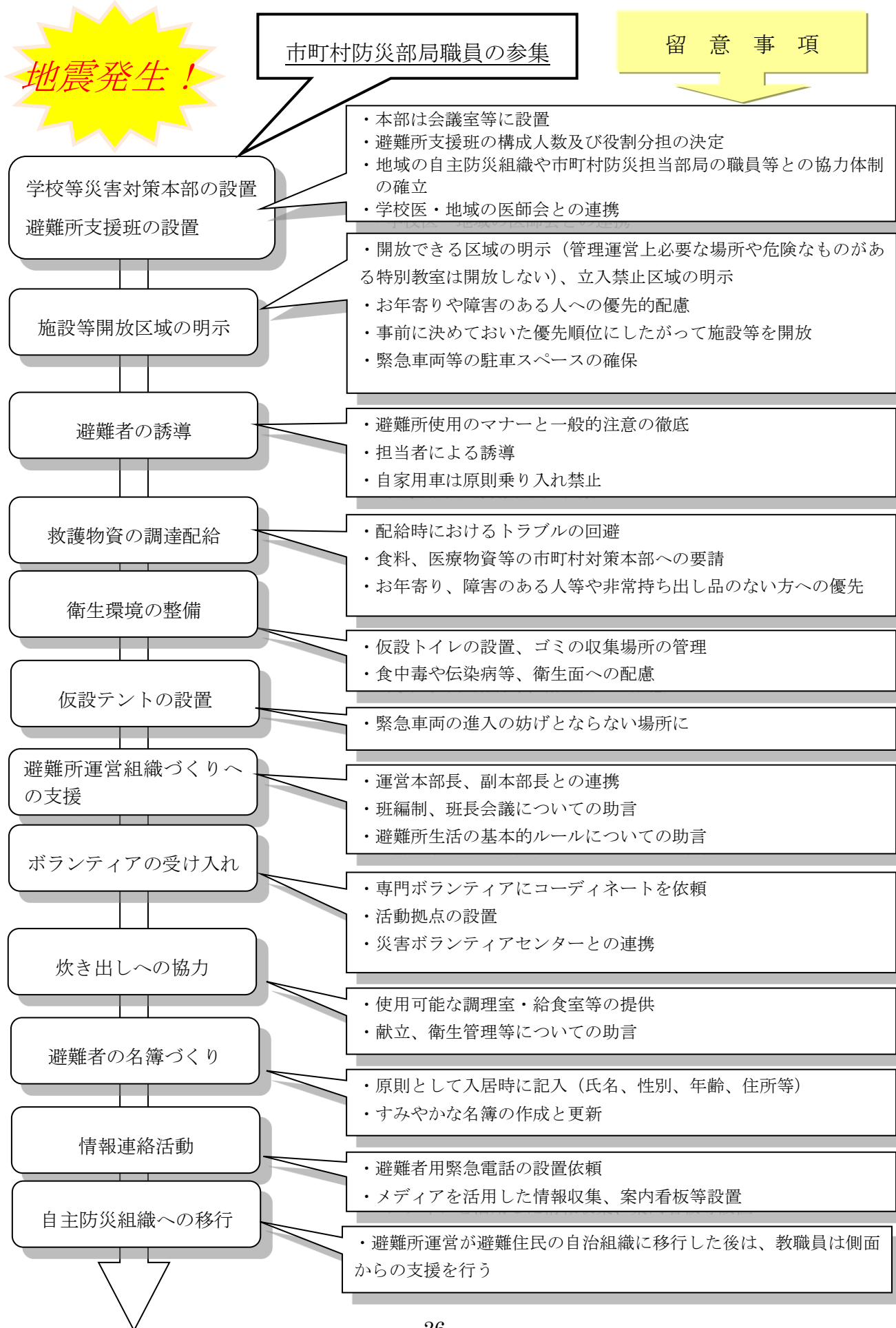
このため、生徒の心の傷を癒すには、専門的な視点からの継続的、長期的な心のケアが必要となります。



②災害後、生徒に現れる可能性のある症状とその対応



3 避難所としての学校等の対応

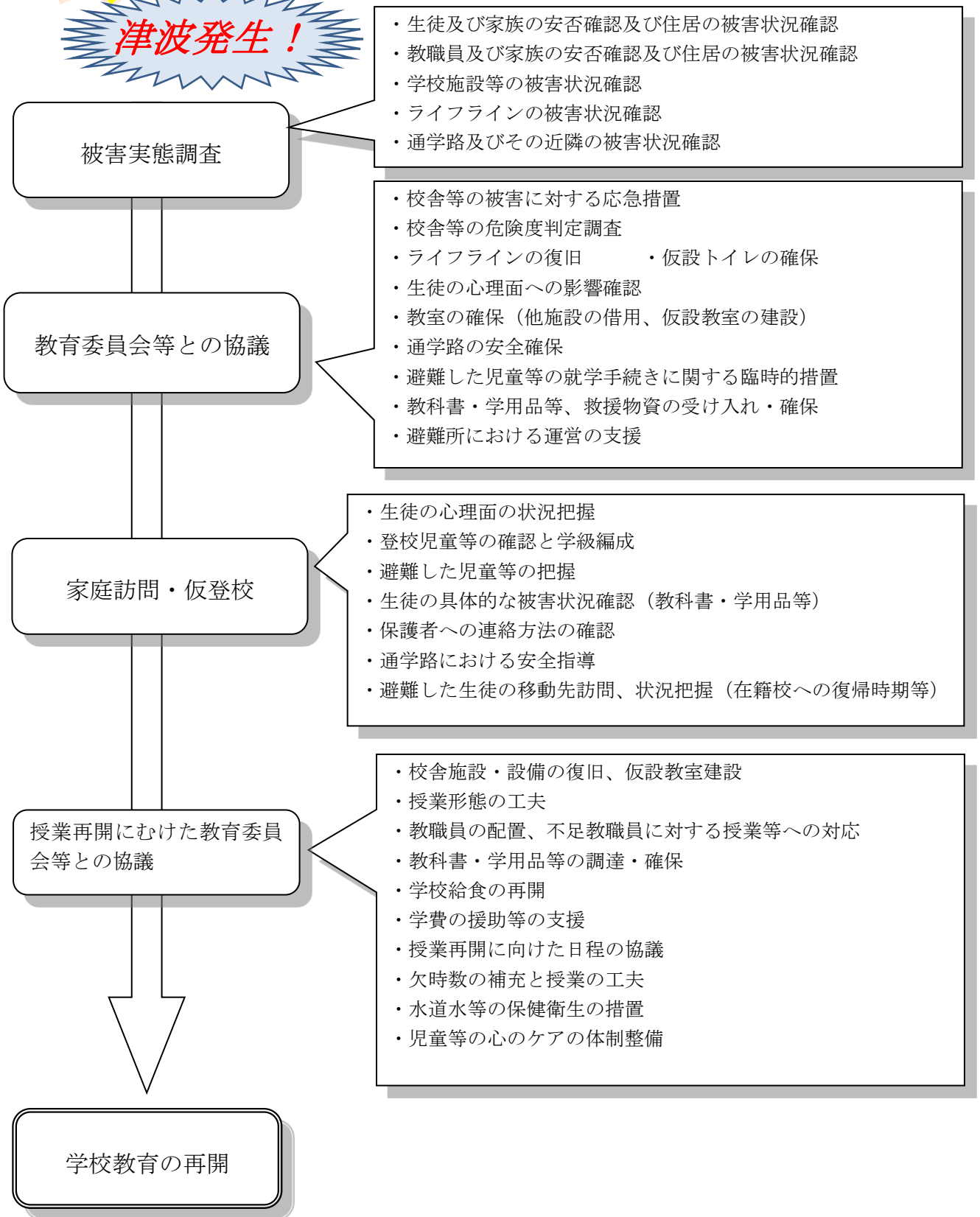


4 学校等再開に向けた対応

地震発生！

津波発生！

留意事項



IV 火災対応

自衛消防隊組織

1 目的

自衛消防隊は、火災、震災及びその他の災害の際、正規の消防隊が到着するまでの初期の消火、及び可能なかぎりにおいて、重要書類、物品の持ち出しにあたる。この際、人命の尊重を第一に優先する。

2 防火管理業務

- (1) 消火、通報及び避難の訓練の実施
- (2) 消防設備等の点検及び整備
- (3) 火気の使用または取り扱いに関する監督
- (4) 避難または防火上必要な設備の維持管理
- (5) 収容人数の管理
- (6) その他、防災上必要な業務を行う

3 予防管理組織

- (1) 平素における火災の予防及び地震時の出火防止をはかるため、防火管理者のもとに防火担当責任者及び火元責任者を定め、建築物、火気使用設備、ガス、危険物施設等の点検係をおく
- (2) 予防管理編成は、以下○印の組織によるものとし、その各係の任務は次のとおりとする。

防火 管 理 者	火気使用施設検査係 炊事器具、暖房器具（石油ストーブ、電気ストーブ等） 燃料置場（灯油等）等の使用箇所の管理と検査
	電気設備検査係 電気配線、配電盤、電気器具の漏電予防管理と検査（業者に依頼）
	危険物施設検査係 LPガス庫の検査（業者に依頼）
副 校 長	消火、警報設備点検係 消火器、消火栓、自動火災報知設備、漏電火災警報器等の点検（業者に依頼）
	避難設備点検整備係 階段、避難通路の点検、整備

4 防火担当責任者の業務

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督
- (2) 防火管理者の補佐

5 火元責任者の業務

- (1) 担当区域（教室等）の火気管理
- (2) 担当区域内の諸設備器具の維持管理
- (3) 地震時における火気使用器具の使用停止及び安全装置
- (4) 防火担当者の補佐

6 防災教育

- (1) 予防組織の周知徹底をはかる
- (2) 消防隊編成表は異動のある毎に作成して見やすい場所に掲示し、職員、生徒に徹底をはかる
- (3) 防火事項の必要な事項を教育する
- (4) 地震対策として、早期の火気消火と避難予定地等を周知する

7 訓練の実施

- (1) 防火管理者は自衛防衛訓練を実施する場合は、実施する日時、訓練、種別、訓練概要、参加人数、その他必要事項を「消防訓練実施届」（様式第20号 第25条関係）により安芸市消防署に通知する
- (2) 訓練を実施した場合、防火管理者は訓練実施記録簿により記録しておく

8 自衛消防隊の設置

自衛消防隊長 校長とし、そのもとに自衛消防隊をおく。その任務は次による。

- 通報連絡係・・・119番に通報（確認）
校内への出火報知（放送⇒非常警報ベル⇒電源を切る）
消防隊への要救助者有無を連絡する
- 消火係・・・・・・受け持ちの消火器を用いて消火にあたる
- 防護安全係・・・・ガス遮断、ストーブ消火、戸締りの確認
- 搬出係・・・・・・重要物品の搬出にあたる
- 救急法・・・・・・負債者の応急措置にあたる

9 地震時の活動（地震の規模による）

- (1) 出火防止の措置
 - ア 火元責任者は速やかに火器（コンロ、ストーブ、ガス）等の使用停止を行うこと
 - イ 建物倒壊防止、避難通路の障害物を取り除く
 - ウ 火気設備と危険物（ガソリン、灯油、アルコール等）の容器の転倒、落下防止につとめる
- (2) 情報収集活動
 - ア 建物全般の異常の有無を確かめ、被災事項の対応措置にあたる
 - イ 付近の火災発生状況を知り、風速、風向きによる飛火危険の有無に注意する
- (3) 建物の火災が発生した場合には、消火係により速やかに消化にあたる
- (4) 避難経路及び避難予定地
運動場とする（地震の規模による）

1 0 消防用設備の点検、報告

防火管理者は消防用設備（消火器、消火栓、避難器具、自動火災警報設備、非常警報器具について定期的に検査し、その結果を安芸市消防署に報告する。

1 1 宿直員

当直時に発生した火災等の場合は、消防署、警察署に通報及び緊急連絡網（校長、副校長教頭、事務長）に連絡、初期消火、搬出等にあたる。

1 2 避難場所

火災時の避難場所は正面玄関前とする。本館の場合、西階段、三階渡り廊下、二階渡り廊下から避難する。地震時の避難場所は地震の程度により適宜判断する。

1 3 防火管理組織

(1) 平日の場合 隊長：校長、副隊長：副校長・教頭

○伝令班 事務長

○消火器班 臨機に近くの消火器により初期消火にあたる。

○消火栓班 各クラスの総務委員をあてる。

*本館 (1階 進路室・保健室・生徒部室・事務室)

(2階 職員室教員)

(3階 職員室教員)

(4階 職員室教員・図書室教員)

*建設科1・2号棟 (工業科教員)

*環境工学棟 (職員室教員)

*電気システム棟 (商業科教員)

*体育館、格技室、食堂 (体育科教員)

○非常持ち出し班 (各クラスの美化委員生徒をあてる)

*校長室、事務室、守衛室、等 (校長、事務長、事務室職員)

*進路指導部室 (進路指導主事、進路部教員)

*生徒指導部室 (生徒指導主事、生徒部教員)

*保健室 (養護教諭)

*職員室、放送室、視聴覚室 (副校長、教頭、職員室教員)

*図書室、美術室 (図書職員、美術教員)

*情報ビジネス科管理室、実習室 (商業科教員)

*体育館、各技場、食堂 (体育科教員)

*建設科管理室、実習室 (工業科教員)

*環境工学管理室、実習室 (副校長、教頭)

*生徒会室 (生徒会担当教員)

○救護班 (養護教諭、各ホーム保健委員)

○避難誘導 (教頭、事務長、事務室職員)

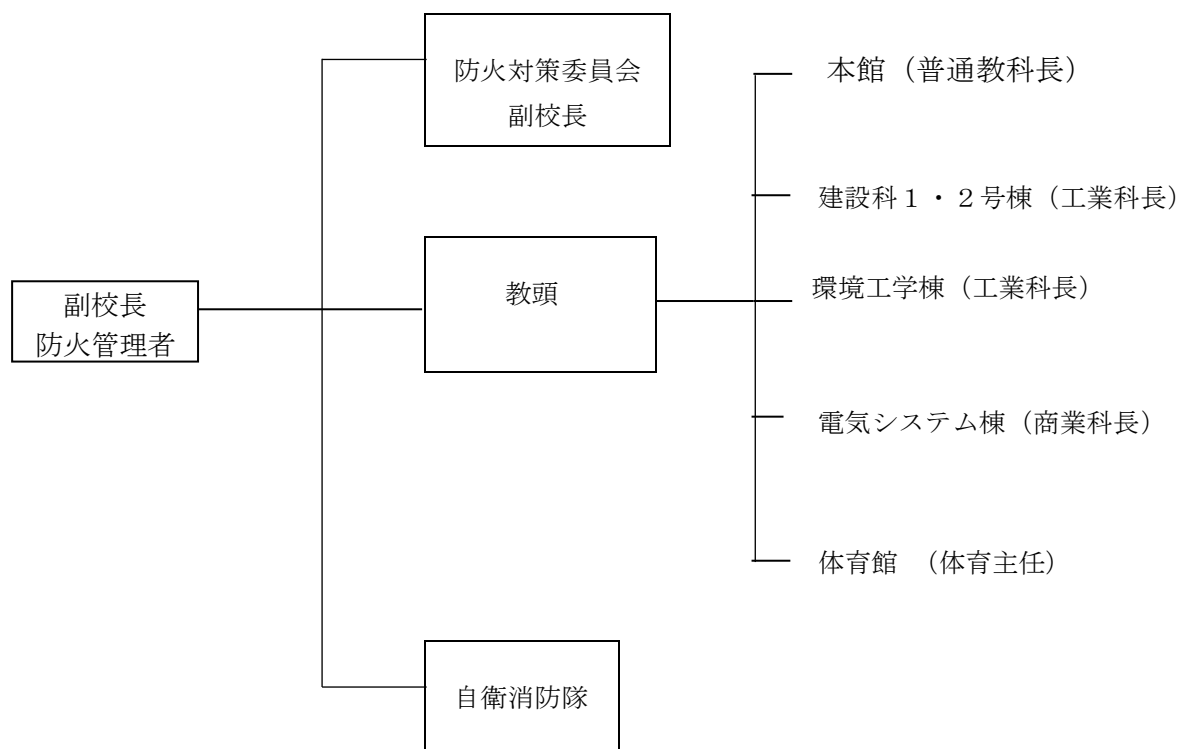
(2) 休日、休暇中、夜間の場合 隊長：校長 副隊長：副校長・教頭

○伝令班（クラブ活動等で学校にいるもの、守衛）

○消火班（クラブ活動等で学校にいるもの、学校付近の在住者）

○非常持ち出し班（ 同上 ）

1.4 予防管理組織編成表（防火担当責任者）



1.5 火元責任者

- ・事務室（事務長）
- ・保健室（養護教諭）
- ・進路指導部室（進路指導主事）
- ・生徒部指導部室（生徒指導主事）
- ・職員室（教頭）
- ・会議室兼視聴覚室（校長）
- ・美術室・書道室（美術担当教員）
- ・商業科管理室・実習室（商業科教員）
- ・図書室（図書館担当教職員）
- ・環境工学棟（副校長）
- ・電気システム棟（商業科教員）
- ・建設科1・2号棟（工業科長）
- ・家庭科室（家庭科担当教員）
- ・体育館・格技場（体育主任）

V 弾道ミサイル対応

弾道ミサイル発射への対応

弾道ミサイル発射への対応について、県立学校では当面策として次のような対応を取る。

1 Jアラートが鳴った時の生徒・教職員の対応

- ①別紙1及び国民保護ポータルサイトを参照し、各自が身を守るための避難行動をとる。
- ②万が一、落下物らしき物を発見した場合は、決して近寄ることなく、警察・消防等に通報する。

2 ミサイルが発射された時の学校経営についての基本的な考え方

(1) Jアラートが鳴った場合（高知県がミサイル飛行エリアの影響内にある場合）

①ミサイルが通過、または日本領海外の海域に落下した場合は、通常の学校教育活動を実施

- 第1報で、「ミサイル発射情報・避難の呼び掛け」があれば、すぐに避難行動をとり、安全を確保する。
- 第2報で、「ミサイル通過」または「〇〇海に落下（日本の領海外の海域）」との情報が流れた場合には、通常の学校教育活動を行う。

②ミサイルが日本の領土・領海に落下した場合は、通常の学校教育活動を停止

- 第1報で、「ミサイル発射情報・避難呼び掛け」があれば、すぐに避難行動をとり、安全を確保する。
- 第2報で、「ミサイル落下の可能性情報・直ちに避難の呼び掛け」があれば、引き続き安全を確保する。
- 第3報で、日本のいずれかの地域（日本の領土・領海）に落下したとの情報があった場合には、通常の学校教育活動を停止する。以後、続報に留意する。
 - ・始業時間前に発生した場合は、臨時休業（臨時休校）とする。
 - ・学校教育活動中（授業や部活動他）に発生した場合には、直ちに活動を中止し、安全を確保する。下校等については、学校長が県教育委員会と協議し、判断する。
- その後の学校教育活動の再開については、県教育委員会が判断し、学校長に指示する。
- 万が一、近隣に落下した場合には、学校長は生徒・教職員の安否確認と被害状況を把握し、県教育委員会に報告する。

(2) Jアラートが鳴らなかった場合（高知県がミサイル飛行エリアの影響外にある場合）

①通常の学校教育活動を行う。

- ②日本の領土・領海に落下した場合は、国の動向等を踏まえ、当面の対応を県教育委員会が判断し、学校長に指示する。

Ⅵ 不審者侵入への対応

1 関係者以外の立ち入り

学校には毎日様々な用件で関係者以外の来訪者がある。本来、①校門、②校門および校門から正面玄関入口まで、③校舎への入口という3段階でのチェック体制が必要であるが、本校では校門および校門から正面玄関入口までの間において、訪問者が不審者か否かのチェックはできていないのが現状である。

2 来訪者のチェック

(1) 事務室におけるチェック

- 事務室にて来訪者に「来校者受付票」記入してもらう。
- 来訪者専用の名札を首に掛けてもらう。
- 不自然な言動がないか、不審物の持ち込みはないかチェックする。

(2) 教職員によるチェック

- 名札のない人物を発見した場合は、声をかけ要件を訪ねる。
- 正当な理由があった場合でも、必ず受付に案内する。

3 不審者の疑いが発生

(1) 退去を求める

- 他の教職員に連絡し協力を求める。
- 正当な理由のない人物には、相手の言葉や態度に注意しながら、丁寧に校地・校舎内からの撤去を求める。
- 再び侵入しないか行方を見届け、しばらくの間その場で様子を見るようにする。
- 警察・教育委員会と情報共有する。

(2) 退去に応じない

- 不審者とみなして、「110番」通報、全教職員に周知する。
- 教育委員会に緊急連絡を行う。
- 生徒を避難させるか検討する。

(3) 生徒の安全を守る

- 警察が到着するまでの間、暴力を抑止する。
- 生徒の安否を確認し、避難の時機を逸しないようにする。

(4) 負傷者の有無の確認

- 生徒および教職員の安否確認を行い、負傷者の有無を確認する。
- 生徒および教職員全員の安全確認ができるまで、「負傷者なし」の判断をしない。
- 負傷者がいる場合は、119番通報し到着までの間、応急手当を行う。
- 救急車で搬送する場合は、必ず教職員が同乗する。

4 事後の対応等

- (1) 対策本部の設置
- (2) 情報収集
- (3) 保護者説明会
- (4) 報告書作成
- (5) 心のケア
- (6) 教育活動再開準備

VII 各種資料

【本校 e-mail アドレス】

akisakuragaoka-h@kochinet.ed.jp

【学校ホームページ】

<http://www.kochinet.ed.jp/akisakuragaoka-h/>

<http://www.kochinet.ed.jp/akisakuragaoka-h/mt/index.htm>



<http://www.kochinet.ed.jp/akisakuragaoka-h/mt/index.htm>

【本校ホームページQRコード】